

西日本プラント工業株式会社

認定番号：20027

新規認定日：令和2年6月3日



〈達成している項目〉

28の取組項目中、**22項目**達成！

I 実現に向けての手法・工夫

生産性向上の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員向けの研修制度がある ・自己啓発の取組みの支援制度がある ・資格取得奨励金制度がある
	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日前1年間において、上記のうち、従業員向けの研修制度の利用の実績がある
管理職へのアプローチ	<ul style="list-style-type: none"> ・働き方改革に係る研修の受講機会を提供している
従業員へのアプローチ	<ul style="list-style-type: none"> ・働き方改革に係る制度、事業等の説明会を開催している ・コミュニケーション促進補助制度がある

II 分野別の取組み

(1) 非正規雇用の処遇改善，正規雇用の推進

非正規雇用労働者の処遇改善	<ul style="list-style-type: none"> ・職務に応じた非正規雇用労働者の賃金規程がある
	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日前1年間において、上記の適用の実績がある
働き方改革に対応した人事評価・処遇	<ul style="list-style-type: none"> ・相談室の設置等の職場における各種ハラスメントの防止の措置がある

(2) 長時間労働の是正

長時間労働の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・「ノー残業デー」の設定等の勤務時間の縮減を奨励する施策をとっている
	<ul style="list-style-type: none"> ・時間外労働の上司による事前承認を徹底している
年次有給休暇取得の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・時間単位又は半日単位での休暇制度がある
	<ul style="list-style-type: none"> ・労働者の休暇取得状況を把握している
業務改善の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・業務改善活動規程の制定

(3) ワーク・ライフ・バランスの確保

治療と仕事の両立の支援	・疾病の治療及び通院のための休暇制度がある
	・申請日前1年間において、上記の利用の実績がある
介護と仕事の両立の支援	・介護費用補助制度がある ・育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児法」という。）に基づく事業主が講ずべき措置を上回る制度がある
	・申請日前1年間において、上記のうち、介護費用補助制度の利用の実績がある
子育てと仕事の両立の支援	・育児法に基づく事業主が講ずべき措置を上回る制度がある ・育児費用補助制度がある
	・申請日前1年間において、上記のうち、育児法に基づく事業主が講ずべき措置を上回る制度の利用の実績がある

(4) ダイバーシティの推進

若者が働きやすい環境整備	・キャリアアップに資する研修その他の人材育成制度がある
高齢者の活躍の推進	・65歳以降の継続雇用制度がある
多様な人が多様な働き方をする職場づくりの促進	・障がい者の働きやすさに配慮した制度がある ・短時間正社員、勤務地限定正社員、職務限定正社員等多様な正社員制度がある
	・申請日前1年間において、上記のうち、勤務地限定正社員制度の利用の実績がある

〈ひとことコメント〉

弊社は、昭和29年5月の創業以来、半世紀以上にわたり、火力発電設備や原子力発電設備の設計・制作・据付及び保守等を中心とした総合プラント工事業に携わってきました。弊社の使命は電力の安定供給に貢献することです。これからも、安全と品質管理を基本とした誠実な施工をモットーに、技術の研鑽、新工法の採用、人材育成などに積極的に取り組むことによって、お客さまからより一層信頼される企業を目指していきます。また、長時間労働の抑制等、社員の健康確保を目的とした、仕事の在り方・進め方の見直しを行い、個人のライフスタイルに応じたバランスのとれた働き方の実現を積極的に推進していきます。



▲研修の様子



▲清掃活動の様子